

令和7年(行ヒ)第25号 行政処分取消請求上告受理事件

上告人 池上 治男

被上告人 北海道(代表者 北海道公安委員会)

答 弁 書

令和8年2月4日

最高裁判所第三小法廷 御中

被上告人訴訟代理人 弁護士 齋 藤 隆 下

被上告人指定代理人 林 幸 係

吉 増 祐 係

田 畑 匡 係

宮 崎 慎 係

久留宮 紘 係

菊 地 史 知

須 田 係

## 目次

第1 上告の趣旨に対する答弁	1
第2 はじめに	1
第3 被上告人の主張	2
1 原判決に行訴法30条の解釈を誤った違法や最高裁判所の判例と相反する判断はないこと	2
(1) 判断枠組みに誤りはない	2
(2) 原判決に考慮不尽はない	4
(3) 原審の判示は、以下の銃砲所持許可の取消の目的、本件発射行為の危険性及び銃砲所持者としての上告人の資質等に照らしても、正当である	6
ア 銃刀法の仕組みと解釈	6
イ 銃刀法における銃砲所持許可の取消の目的	7
ウ 本件発射行為の危険性	8
エ 銃砲所持者としての上告人の資質（危険性）	10
オ 実害がないことは、無関係である	10
(4) 上告人の主張は、原判決の結論を左右するものではない	11
ア 上告人の主張	11
イ 上告人は、銃刀法の解釈を誤っている	11
(5) 原判決による跳弾の危険性の評価に、誤りはない	14
(6) 警察官が本件発射行為を容認していたとはいえないとの原判決の判断に、誤りはない	14
(7) 小括	15
2 行訴法30条の解釈に関する重要な事項を含むとの主張について	15
第4 結語	16

被上告人（一審被告、控訴人）は、本書面において、上告人（一審原告、被控訴人）の上告の趣旨に対する答弁をするとともに、令和6年12月19日付け上告受理申立理由書の主張（上告受理決定において排除された部分を除く。）に対し、以下のとおり必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほか、原判決の例による。

## 第1 上告の趣旨に対する答弁

- 1 本件上告を棄却する
- 2 訴訟費用は上告人の負担とする  
との判決を求める。

## 第2 はじめに

ライフル銃により発射された弾丸は、殺傷能力を維持したまま、最長で3キロメートル内外も飛ぶ危険な凶器である。ヒグマに命中しても貫通する可能性があり、貫通した弾丸は更に跳弾して、意図しない場所に着弾する。ヒグマを殺傷できる威力の弾丸が人に命中すれば殺傷するのは明らかで、ライフル銃には、このような重大な危険性がある。

したがって、ヒグマを駆除する、という公益目的による発砲であったとしても、危険性を過小に評価することは、許されない。市民の安全を守るための発砲で、市民が死傷するのは、本末転倒であろう。

ライフル銃が有する危険性に鑑みたとき、違法かつ危険な発砲であったという事実が特定されてもなお処分行政庁が銃砲所持許可の取消をしないこととする裁量幅は、極めて狭いのである。そうでなければ、今後は、ヒグマの駆除に伴う発砲さえあれば、いくら人を死傷させかねない危険な態様の発砲であったとしても、所持許可は取消されないことになりかねない。

上告人は、本件処分が鳥獣被害対策実施隊員等で構成される猟友会員らによる有

害鳥獣駆除を萎縮させている、と指摘する。

けれども、本件のように、推定年齢が0歳で片足がなく、体長80センチメートル、体重7.5キログラムの、静観が原則とされている子グマの背後に複数の建物や複数の人が存在しているという状況下で、あえて人や建物に到達する可能性がある危険な方向へ発砲することなど許されず、本件発射行為が駆除時の一般的な判断基準や社会通念に沿うものであったとも認め難い。

かような観点から、原判決は、出沒したヒグマ駆除の在り方に議論の余地があることを指摘しつつ「本件処分が違法であるかどうかという問題は別である」と判示したのである。

したがって、本審で仮に新たに裁量判断の枠組みが示されることとなり、それに原判決で認定された事実を当てはめたとしても、本件処分に裁量権の逸脱・濫用はない、という結論は揺るがない。

### 第3 被上告人の主張

#### 1 原判決に行訴法30条の解釈を誤った違法や最高裁判所の判例と相反する判断はないこと

##### (1) 判断枠組みに誤りはない

ア 行訴法30条の裁量権の逸脱・濫用の有無に係る判断枠組みについては、「行政庁の裁量判断が事実を欠き、又は社会通念上著しく妥当性を欠くと認められる場合に、裁量権の逸脱又はその濫用がある」とされるのが通例である。

原判決も、第一審が判示した、許可の取消は「個々の事案における具体的事情を踏まえた裁量判断」であり、「その判断が、重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる」との判断枠組みを引用しており、従来判例にしたがったものである。

イ これに対し上告人は、銃刀法に基づく銃砲所持許可の取消処分は侵害的処分であり、最も重大な不利益処分であるから、以下の最高裁判所平成24年1月16日第一小法廷判決・民集239号1頁、同253頁（教職員国旗国歌訴訟。以下「最判平成24年」という。）の裁量審査の枠組みのように、要考慮事項・重視事項が明示されるべきである、と主張する。

#### 記

「公務員に対する懲戒処分について、懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の上記行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきかを決定する裁量権を有しており、その判断は、それが社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に、違法となる」（下線部は引用者が付記した。）

けれども、要考慮事項等が必ずしも明示されなければならないものではない。最判平成24年を引用した多数の判例（最高裁令和7年9月2日第三小法廷判決、最高裁令和4年6月14日第三小法廷判決・民集268号23頁〔氷見市消防職員事件〕、最高裁令和2年7月6日第一小法廷判決・民集264号1頁〔公立中学校教諭（柔道部顧問）の停職処分取消請求事件〕、最高裁平成30年11月6日第三小法廷判決・民集260号123頁〔加古川市事件〕等）でも、先に抜すいた最判平成24年の「諸般の事情を考慮して」以降の部分引用するのにとどまる。

原判決の判断枠組みは、従来の判例にしたがったものであるから、最高裁判所の判例と相反しない。

ウ 上告人は、本件処分が公的な活動を行う非常勤の公務員である鳥獣被害対策実施隊員の社会的地位を奪う処分であるかのように主張する（上告受理申立理由書9頁等）。

けれども、上告人は現在も砂川市の鳥獣被害対策実施隊員として活動しているし、同隊員の任命に関する規定である砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例（添付資料1）2条(1)によれば、銃砲の所持許可を有していることは要件とされていない。

業務の内容も、①有害鳥獣の駆除、捕獲及び処分に関すること、②わなの設置及び設置の指導に関すること、③有害鳥獣の被害防止対策に関することと多岐にわたり（4条）、上告人にはその一部（銃猟）が制限されているにすぎないのである。

上告人の主張は、本件処分によって鳥獣被害対策実施隊員の身分を失ったと誤解させるものである。

## (2) 原判決に考慮不届はない

ア 原判決は、本件処分が公安委員会の裁量権の逸脱・濫用に該当するか否かについて、本件発射行為が不当なものであったか否か、同種違反の再発可能性があるか否か、指示処分（銃刀法（令和3年法律第69号による改正前のもの。以下同じ。）10条の9第1項）の「その違反行為が比較的軽微である」「違反行為の再発防止が期待できる」との量定基準（北海道警察生活安全部長通達「銃砲刀剣類所持等取締法に基づく行政処分事務処理要領の制定について」一Z26（平成29年3月16日道本保第4069号。原判決別紙1の3の別表1の17））を満たすか否か、銃砲所持許可の取消処分（銃刀法11条1項1号）の「同種違反の再発のおそれ（中略）が認められる場合」との量定基準（原判決別紙1の3の別表1の19。以下、指示処分の量定基準と取消処分の量定基準を併せて「処分量定基準」という。）を満たすか否かを検討し、第一審判決の判断枠組みに照らしても、公安委員会の判断が、重要な事実を欠くか

又は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認めることはできない、と判示した（原判決18頁）。

イ これについて上告人は、原判決の「控訴人を含む公的機関が、ヒグマ駆除について、従来より猟友会の献身的な活動に依拠してきたという実態があることは否定することができず、近年、道内でヒグマによる被害が多発している状況の下、ヒグマ駆除の在り方については議論の余地があると思われるが、このことと本件処分が違法であるかどうかという問題は別である」（原判決20～21頁）との部分を引用し、違反事由に該当するとした行為の性質（公務としての性質・重要性）、選択する処分が他の公務員（鳥獣被害対策実施隊員のような非常勤の公務員を含む）や社会に与える影響等を考慮することなく、裁量判断の当否を判断した、と主張する（上告受理申立理由書14～15頁）。

ウ しかしながら、原判決は以下のように判示している。

#### 記

「有害鳥獣駆除に係る発射行為の状況は様々であるから、発射行為が有害鳥獣駆除の一環としてされたことをもって、直ちに、その発射行為の銃刀法違反を理由とする銃砲所持許可の取消処分が、社会通念に照らし著しく妥当性を欠き、都道府県公安委員会の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと評価されるとは解されない。これを本件についてみると、本件発射行為による弾丸が本件周辺建物5軒に到達する相応の危険性があった上、被控訴人（注：上告人。以下同じ。）が銃器を扱う者として心得ているべき安全のための遵守事項に複数の点で違反し、本件発射行為によって D（注：共猟者）らの生命・身体も危険にさらされたことは上記ア（注：本件発射行為の危険性や同種違反の再発可能性等の判断。以下同じ。）のとおりであり、このような発射行為が繰り返されないようにすべき要請を否定することはできない。したがって、被控訴人の上記主張を考慮しても、上記アにおいて説示した判断を左右しない」（原判決19

頁)

上記は、行為の性質と本件発射行為の危険性等を比較衡量してもなお、公安委員会の判断は裁量権を逸脱あるいは濫用していない、という趣旨である。

そして、本件のように、推定年齢が0歳で片足がなく、体長80センチメートル、体重7.5キログラムで、静観が原則とされている子グマ（ヒグマ捕獲票一乙6、警察官証人調書）の背後に複数の建物や複数の人が存在しているという状況下で、狩猟免許を有し銃の危険性を理解している筈の者があえてかような危険な方向へ発砲することなどなく、本件発射行為が一般的な駆除時の判断や社会通念に沿うものであったとも認め難い。そのため原判決は、出沒したヒグマ駆除の在り方に議論の余地があることを指摘しつつ、「本件処分が違法であるかどうかという問題は別である」と判示したものと解される。

このように、原判決は、処分量定基準の該当性等を検討し、さらに上告人の主張も吟味したうえで、公安委員会の判断が裁量権の逸脱・濫用に該当するとはいえないと判示しているから、その判断に考慮不周などない。

**(3) 原審の判示は、以下の銃砲所持許可の取消の目的、本件発射行為の危険性及び銃砲所持者としての上告人の資質等に照らしても、正当である**

**ア 銃刀法の仕組みと解釈**

銃砲、刀剣類等は、その利用目的が多様であり、中には社会生活上有用なものもある一方で、容易かつ直ちに人を殺傷する凶器となり得る。

そこで銃刀法は、人の生命、身体等に対する危険の予防を期することを目的とし（1条）、銃砲、刀剣類等の意味内容について厳格に定義して規制範囲を明確にし（2条）、それらの所持を一般的に禁止した上で、例外として認める場合を限定して列挙し（3条1項）、所持許可に厳格な要件を定めるなど（4条、5条等）、銃砲、刀剣類等の所持等について広範かつきめ細やかに規制するとともに、その実効性を確保すべく、一定の違反に対しては刑罰を科すこととしている（31条以下）。

多様な銃砲、刀剣類の中でも、殊に猟銃は、その危険性の大きさに鑑み、許可基準が他の銃砲等よりも加重され（5条の2第2項）、中でもライフル銃には、さらに厳格な条件が課されている（5条の2第4項）。

猟銃の所持許可を受けようとする者（7条の3の所持許可の更新を含む。）は、猟銃等に関する法令やその取扱について修得させるため、都道府県公安委員会が開催する講習を受講して、その課程を修了しなければならない（5条の2第1項、5条の3、7条の3第2項）。

初めて猟銃の所持許可を取得する者については、これに加えて、都道府県公安委員会が行う技能検定の合格証書又は教習射撃場で行う射撃教習の課程の修了証書の交付を受けてから1年を経過しないことを所持許可の要件とし（5条の2第3項）、猟銃の取扱の不慣れから生じる事件や事故の防止を図っている。

すでに猟銃の所持許可を受けている者に対しても、有効期限を比較的短期間（3年）に限定し（7条の2第1項）、更新手続を単なる有効期間の延長とはせず、新たに所持許可する場合と同程度の基準として（7条の3）、問題がない場合に限り、従前と同一内容の許可を与えるほか、行政調査に関する規定の整備（12条の3、13条の2）や不適格者情報の申出制度（29条）などによりその実態を把握し、適切な指導を行う機会を確保している。

このように銃刀法は、猟銃の所持について、様々な事情を考慮し、精緻に規制をしている。

#### イ 銃刀法における銃砲所持許可の取消の目的

銃刀法11条は、銃砲所持許可の取消について定め、銃砲等の所持許可を継続させておくことが危害予防上障害となる場合において当該許可を取り消すことができる、と規定する。

処分の量定は、取消処分の量定基準に照らして判断するが、同条1項1号に該当する事案では、①当該違反に伴う実害の発生、②同種違反の再発のおそれ、③社会的に非難される点等が認められる場合に、許可を取り消すことができる

(Z26・別表1の19)。

実害の発生、再発のおそれ、非難される点という3項目を列挙したうえで、さらにこれらに限定されないという趣旨の「等」を付すことで、そのいずれかあるいはこれに準じる場合に該当すると認められれば、許可を取消することが可能とされる。

銃砲等による危害の予防のためには、銃刀法に基づく規制を適切に行うことが求められ、許可の取消についてとりたてて制限的に運用する必要はなく、軽微な手続違反のような場合を除き、およそ銃砲による危害のおそれがある場合は、取消を積極的に検討すべきである(注釈銃砲刀剣類所持等取締法一Z19の129頁)。

#### ウ 本件発射行為の危険性

(7) 上告人が及んだ銃刀法10条2項の違反(発射制限違反)は、同法に定める猟銃に関する違反の中でも、危険性が高く、法定刑も重いものであり(違反して猟銃を発射した者は、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられる。)、公安委員会は、取消の処分基準に照らし、危険を排除するため、許可を取消することができる。

発砲を伴わない銃砲の取扱方法に関する違反(銃砲の保管方法違反—正当な理由なく書斎にライフル銃を放置した事案(Z93-2)、実包装填禁止義務違反—法定の除外事由がないのに車両内保管のライフルに実包を装填した事案(Z93-4)等)においても、危害予防の観点から、銃砲所持許可の取消処分が行われている。これとの比較においても、本件のような危険な発砲を伴う違反においては、取消処分を行う必要性が、十分に認められるといえる。

鳥獣保護管理法38条3項(令和7年法律第28号による改正前のもの。)は、「弾丸の到達するおそれのある建物に向かって」銃撃をすることを、禁止している。建物に向かって発砲することは極めて危険であり、

建物内外にいる人に危害を生じさせる危険性が極めて高く、実害の発生に直結することから、「絶対的な禁止事項」とされており（鳥獣保護管理法の解説—乙20の216頁）、本件はまさしくこのような事案であった。

- (i) 原審における検証の結果からも明らかなどおり、本件発射行為当時、本件建物、G 会館及び本件物置については、本件発射位置との間に弾丸を遮るに足りる構造物は、存在しなかった。そのような状況下でありながら、上告人は、G 会館と本件建物の間に向けて発砲したと主張しており（上告人供述調書—乙18）、許可を取消すべき十分な理由となる。

また、上告人は、共猟者が本件ヒグマの背後である本件斜面の北側の本件市道に向かったことを認識しながら、草木が繁茂して見通しが悪い本件斜面に向けて本件発射行為に及んでおり、しかも、本件市道上には、市職員及び警察官がいた。これだけでも、人を死傷させ得る行為であったが、更に、上告人が本件発射行為により発射した弾丸は、本件ヒグマを貫通し、共猟者が把持していた猟銃の銃床に当たって貫通していたのである（共猟者証人調書、上告人証人調書、警察官証人調書、共猟者の猟銃を撮影した写真—乙44等）。

以上からも、本件発射行為が極めて危険な態様であったことが、明らかであろう。

- (ii) なお、近年、ヒグマ等の危険鳥獣による人の日常生活圏への侵入が増加していることなどを踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）により、鳥獣保護管理法の一部が改正され、地域住民の安全確保のための措置を講じたうえで、人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする「緊急銃猟」の制度（改正後の34条の2）が創設された。

けれども、本件発射行為直前の状況を、緊急銃猟が可能となる条件（①危険鳥獣が人の日常生活圏へ侵入、②危険鳥獣による人の生命又は身体に

対する危害を防止する措置が緊急に必要、③銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難、④避難等によって地域住民に弾丸が到達するおそれがない場合)に当てはめたとしても、④の条件を充足しないから、緊急銃猟を実施することはできない。

#### エ 銃砲所持者としての上告人の資質 (危険性)

子グマに対する対応方針(甲6の18頁)では静観が原則とされているなど、即時に本件子グマを駆除しなければならない緊急性や必要性も認められない状況で、上告人は本件発射行為に及んだ。

本件発射行為は、本件斜面及び本件市道上にいた共猟者、市職員及び警察官の安全を確認することも、発砲前の声掛けもせずに、突如として行われた。

「射撃方向の左右90度に射撃線を想定し、その前方に人がいたら発砲してはならない」「藪や森林の中で離れて共猟する時は、時々合図して位置を知らせ合う。藪や茂みの奥や、それを越えた先に人がいたり人家があったりする場合が少なくないので、見通しの悪い所や灌木越しの発砲はしない」(環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室が協力し一般社団法人大日本猟友会が発行した「狩猟読本」-乙50の223~224頁)などの、銃器を扱う者として心得ているべき安全のための遵守事項に、複数の点で違反したのである。

そればかりでなく、本件発射行為が危険なものであることを頑として受け入れず、一貫してその正当性を主張しており(乙18)、銃砲を所持させた場合の危険性が高度に認められ、銃砲所持者としての資質が欠落していると言わざるを得ない。

#### オ 実害がないことは、無関係である

銃砲所持許可の取消処分は、結果ではなく、行為と行為者の危険性等に鑑み行う。人の死傷の結果が発生してからでは遅きに失する以上、当然といえる。

実害が発生し得ない事案であるにも拘わらず、処分行政庁による処分が維持されたものとして、以下の事例がある。

○ 水戸地裁平成23年7月29日判決 (Z34)

正当な理由によらず携帯されていることを禁止されている形状のナイフを自動車内に所持していたことを理由として、銃刀法22条違反として検挙された事案において、原告の「違法性は軽微であり、実害の発生もない」との主張に対して、裁判所は、「原告に同種事案の再発のおそれや社会的非難が認められないということができないことは明らかであるし、このことに加え、銃刀法22条違反が、法定刑として2年以下の懲役等が定められており、決して違法性が軽微なものとはいえないこと」「銃刀法による所持の規制や所持許可の取消制度の趣旨からすれば、許可を得て銃砲又は刀剣類を所持する者には、銃刀法の遵守につき高い意識が必要とされているということができることからすれば、処分行政庁が、本件所持許可を取り消したことが、重きに失することはできない」と判示し、処分を維持した。

(4) 上告人の主張は、原判決の結論を左右するものではない

ア 上告人の主張

上告人は、本件処分の裁量審査においては、処分を行うことで失われる有害鳥獣被害に係る住民の生命・身体・財産・生活環境の保護という公益も大きいこと、鳥獣被害対策実施隊員である狩猟者の地位は特に保護されるべきこと、同隊員の果たす役割は保護すべき公益との関係で極めて重要であること等を考慮すべきである、と主張する。

イ 上告人は、銃刀法の解釈を誤っている

(7) しかしながら、この主張は、銃砲所持許可の取消の目的を正解せず、法が要求していない事柄を殊更に重視するように求めるものといえる。

銃砲所持許可の取消の目的は、前記第3の1(3)イ(本書面7頁)のとおり、人を殺傷する機能を有する銃砲による危害の予防である。

たとえば、市民生活の脅威となっているヒグマを駆除するという公益目的

に基づく発砲であっても、それによって生じる危険性を過小評価することは、許されない。市民が死傷する可能性のある危険な態様の発砲は、許容できない。市民の安全を守るための発砲で、市民が死傷してしまったのなら、本末転倒であろう。

そのような事態を未然に防ぐために、銃砲を厳格に規制しているのであるから、違法かつ危険な発砲である事実が特定されてもなお所持許可の取消をしないとする裁量を広く認めるべきである、ということにはならない。ヒグマの駆除に伴う発砲でさえあれば、いくら人を死傷させかねない危険な態様の発砲であったとしても銃砲所持許可は取消されないことに、なりかねない。

ヒグマ駆除という大義名分があれば、人に危害が生じるおそれのある方向への違法な発砲も、容認されることとなり、却って脅威が増大する。

- (イ) 保管、所持、装填、発砲といった行為のなかでも、とりわけ発砲は、銃砲の危険性が最も顕在化する局面であり、判断や方法は人の生命に直結する。したがって、鳥獣被害対策実施隊員であっても、銃砲所持許可の取消要件が緩和されれば、人の殺傷の可能性が増大するし、場当たりに法が解釈・運用されかねず、平等原則にも反する結果となる。

自治体の要請に基づき出動したとしても、人の生命や身体を危険にさらす違法な発砲は、許されてはならない。猟銃等による人身事故の半数を、このような要請による有害鳥獣駆除中の人身事故が占めている事実（全国における猟銃等による人身事故の発生状況－Z66）は、これを裏付ける。

有害鳥獣駆除に従事する者が銃砲所持許可を取消された行政訴訟で、処分行政庁による処分が維持されたものとして、以下の事例がある。

○ 広島地裁令和4年2月16日判決（Z73）

市職員から、角がネットに絡まっていたシカの有害駆除の要請を受けた原告（有害鳥獣捕獲班の班長）が、現場に臨場し市職員に対して

「銃で撃つよ」となどと申し向け、市職員が「そうですね」と回答し、その後に散弾銃を発射した行為が周囲に民家がある住宅集合地域における銃猟であったとして、銃砲の所持許可が取り消された事案において、裁判所は、「市職員は、住居集合地域等における銃器の使用を許可することのできる権限を有しないから、市職員の返答があったからといって、本件発射行為が正当な業務として許容されるというべき法律上の根拠はない」、「原告は、長期間にわたり地元の有害鳥獣捕獲班員として活動し、当時はその班長も務めていたにもかかわらず、本件発射行為を軽々に行ったものであり、地域社会に与えた不安が小さいとはいえない」と判示し、処分が維持された。

○ 旭川地裁平成29年1月17日判決（Z62）

矢先の安全不確認の違反で銃砲取消処分を受けた原告が、地区の住民が熊に怯えており今後も地域の人たちに恩を返していきたい、多数の獣害駆除の実績を有していることについて裁量権の判断にあたり考慮すべきであると主張したが、処分が維持された。

○ 札幌地裁平成23年9月12日判決（Z65）

銃刀法5条の許可の要件を満たさないとして銃砲所持許可の申請について不許可処分を受けた原告が、永年にわたり鳥獣保護員として尽力したほか、熊等の獣害からの危険を省みず、山中の遭難者の捜索救助活動に貢献して警察活動に多大な協力をし、北海道知事や警察署長からも感謝状を贈呈されているところ、処分は原告から活動の機会を奪い、社会的にも多大な損害をもたらすと主張したが、処分が維持された。

有害鳥獣駆除が市民生活を守るとしても、矢先の方向に建物や人が存在することを認識しながら、自己の技術を殊更に過信して発砲する行為は、高度の危険性を有する銃砲の取扱を完全に誤っており、絶対に許されない。

上告人は、鳥獣被害対策実施隊員であることが、本件処分が違法と評価されることに有利に働く事情であるかのように主張するが、上記の点を正解していないのである。

(5) 原判決による跳弾の危険性の評価に、誤りはない

上告人は、原判決が跳弾の抽象的な可能性を過度に重視している、と主張する。しかしながら、原判決は、本件ヒグマの背後の斜面は緩やかな斜面に過ぎず、本件発射行為による弾丸は、ヒグマを貫通した後、斜面の地面に接触しなかったか、接触したとしても、入射角がごく小さく、入射角が小さいと跳弾が起こりやすい（原判決15頁）という、科学的証拠に基づく極めて合理的な認定である。

そもそも、鳥獣保護管理法38条3項（弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車船舶その他の乗物に向かって、猟銃をしてはならない）に該当するか否かの判断基準は、具体的状況下における具体的危険の有無を問わず、抽象的危険で足る。しかも、本件のような状況下では、跳弾の危険性は、「抽象的な可能性」にとどまるものではなかった。跳弾が共猟者、市職員及び警察官に命中しなかったのは、不幸中の幸いに過ぎない。

銃砲という危険な凶器の所持許可に対する裁量審査において、上告人が共猟者や市職員らの生命・身体を危険にさらした事実を軽視したり捨象する理由など、全くない。

(6) 警察官が本件発射行為を容認していたとはいえないとの原判決の判断に、誤りはない

上告人は、原判決の「C警察官は、本件発射行為当時、本件市道上におり、本件発射行為がされた位置及び本件ヒグマの位置を認識していなかったから、C警察官が被控訴人の発射を特段制止したり、警告したりしていなかったとしても、被控訴人による本件発射行為を容認していたとはいえない」（原判決20頁）との部分を引用したうえで、およそ鳥獣被害対策実施隊員によるヒグマ駆除の実態・実務（警職法4条1項に基づく警察官による命令が発せられることは殆

ど皆無であり、襲われる危険から警察官がクマのいる現場に近づくことができず、その結果、命令を発することができないのが現実)とは乖離した、極めて非現実的な「警察官による発砲の容認」という事項を過度に重視している、と主張する。

しかしながら、警察官は、本件発射行為時に上告人の発射行為を認識し制止し得る地点にはいなかったのであるから、「容認していたとはいえない」との判断に、何ら不合理な点は認められない。

また、警職法4条1項を根拠としたヒグマの駆除についても、北海道議会の令和7年第12回総務委員会会議録(添付資料2)のとおり、令和3年以降で9件実施されている。

上告人は、警職法4条1項を運用したヒグマ駆除の実態や実務を、理解していない。

#### (7) 小括

以上のとおり、原判決に判断枠組みの誤りや考慮不尽などなく、上告人の主張は、銃砲所持許可の取消の目的を正解せず、銃刀法が要求していない鳥獣被害対策実施隊員の立場等を殊更に重視することを求めている点で、誤りがある。

上告人が主張する事柄を考慮したとしても、そのことが、原判決の結論を左右するものではなく、行訴法30条の解釈を誤った違法や最高裁判所の判例と相反する判断は認められない。

#### 2 行訴法30条の解釈に関する重要な事項を含むとの主張について

上告人は、本件が銃刀法に基づく銃砲所持許可取消処分の違法性に係る判断枠組みを示すのにふさわしい事案である、と主張する。

しかしながら、公安委員会の判断が裁量権の逸脱・濫用に該当するとはいえないとした原判決は、銃砲所持許可の取消の目的、本件発射行為の危険性及び銃砲所持者としての上告人の資質等に照らして、当然である。本審で仮に新たに判断枠組みが示されることとなり、それに原判決で認定された事実を当てはめたとしても、本件処分に裁量権の逸脱・濫用はない、という結論は揺るがない。

#### 第4 結語

以上のとおり、公安委員会の判断に裁量権の逸脱・濫用はないとした原判決の結論は正当であり、本件上告は棄却されるべきである。

#### 付 属 書 類

- 1 参考資料1 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例（平成24年3月30日条例第1号）
- 2 参考資料2 令和7年第12回総務委員会会議録

以 上

○砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例

平成24年3月30日条例第1号

砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例

(設置)

第1条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)の規定に基づき砂川・奈井江広域有害鳥獣被害防止計画(以下「被害防止計画」という。)により定められた鳥獣被害を防止する施策を適切に実施するため、法第9条第1項の規定に基づき砂川市鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)を設置する。

(実施隊の構成等)

第2条 実施隊は、次に掲げる鳥獣被害対策実施隊員(以下「隊員」という。)で構成する。

(1) 北海道猟友会砂川支部砂川部会の会員で被害防止計画に基づく施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれるものうちから、市長が任命する者

(2) その他市長が必要と認める者

2 実施隊の隊長は、経済部農政課長の職にある者をもって充てる。

3 隊員は、隊長の指揮監督を受け業務を遂行するものとする。

4 実施隊の庶務は、経済部農政課において処理する。

(任期)

第3条 隊員の任期は、1年とし、再任されることを妨げない。

(業務の内容)

第4条 実施隊の業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 有害鳥獣の駆除、捕獲及び処分に関すること。

(2) わなの設置及び設置の指導に関すること。

(3) 有害鳥獣の被害防止対策に関すること。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例(平成10年条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表(第2条関係)中スポーツ推進委員の項の次に次のように加える。

鳥獣被害対策実施隊員	日額	4,800
------------	----	-------

附 則(平成29年6月14日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 北海道議会 会議録検索システム

Hokkaido Legislative Assembly

現在位置 : [トップページ](#) > [委員会会議録の閲覧](#)

- 会議録検索
- 会議録検索について
- 本会議の検索・閲覧
- 委員会の検索・閲覧
- 詳細検索

- 関連情報
- スマートフォン版
- 北海道議会

## 委員会会議録の閲覧

令和7年に開催された総務委員会が選択されました。 [▶会議の選択に戻る](#)

絞り込み検索

検索語のすべてを含む


[▶ 会議録の表示、ダウンロードの操作説明](#)

12件の日程がヒットしました。 [◆](#)をクリックすると発言者を表示します。

令和 07年

- ◆ [令和7年第12回総務委員会会議録,08月05日-01号](#)
- ◆ [令和7年第11回総務委員会会議録,07月03日-01号](#)
- ◆ [令和7年第10回総務委員会会議録,06月19日-01号](#)
- ◆ [令和7年第9回総務委員会会議録,06月16日-01号](#)
- ◆ [令和7年第8回総務委員会会議録,06月03日-01号](#)
- ◆ [令和7年第7回総務委員会会議録,05月13日-01号](#)
- ◆ [令和7年第6回総務委員会会議録,04月08日-01号](#)
- ◆ [令和7年第5回総務委員会会議録,03月17日-01号](#)
- ◆ [令和7年第4回総務委員会会議録,03月07日-01号](#)
- ◆ [令和7年第3回総務委員会会議録,02月18日-01号](#)
- ◆ [令和7年第2回総務委員会会議録,02月04日-01号](#)
- ◆ [令和7年第1回総務委員会会議録,01月15日-01号](#)

令和 07年

[▶ 会議の選択に戻る](#)

[▶ ページの先頭へ戻る](#) [▶ トップページに戻る](#)

問い合わせ先:北海道議会事務局  
 住所:〒060-0002 札幌市中央区北2条西6丁目  
 電話番号:011-231-4111(大代表)

Copyright © Hokkaido Government. All rights reserved.

# 北海道議会 会議録検索システム

Hokkaido Legislative Assembly

現在位置 : トップページ > 委員会会議録の閲覧

会議録検索

会議録検索について  
本会議の検索・閲覧  
委員会の検索・閲覧  
詳細検索

関連情報

スマートフォン版  
北海道議会

## 委員会会議録の閲覧

令和7年に開催された総務委員会が選択されました。 ▶会議の選択に戻る

絞り込み検索

検索語のすべてを含む

検索実行

▶ 会議録の表示、ダウンロードの操作説明

12件の日程がヒットしました。 ◆をクリックすると発言者を表示します。

令和 07年

- ◆ [令和7年第12回総務委員会会議録,08月05日-01号](#)
- ◆ [令和7年第11回総務委員会会議録,07月03日-01号](#)
- ◆ [令和7年第10回総務委員会会議録,06月19日-01号](#)
- ◆ [令和7年第9回総務委員会会議録,06月16日-01号](#)
- ◆ [令和7年第8回総務委員会会議録,06月03日-01号](#)
- ◆ [令和7年第7回総務委員会会議録,05月13日-01号](#)
- ◆ [令和7年第6回総務委員会会議録,04月08日-01号](#)
- ◆ [令和7年第5回総務委員会会議録,03月17日-01号](#)
- ◆ [令和7年第4回総務委員会会議録,03月07日-01号](#)
- ◆ [令和7年第3回総務委員会会議録,02月18日-01号](#)
- ◆ [令和7年第2回総務委員会会議録,02月04日-01号](#)
- ◆ [令和7年第1回総務委員会会議録,01月15日-01号](#)

令和 07年

▶ 会議の選択に戻る

🏠 ページの先頭へ戻る

🏠 トップページに戻る

問い合わせ先:北海道議会議務局

住所:〒060-0002 札幌市中央区北2条西6丁目

電話番号:011-231-4111(大代表)

Copyright © Hokkaido Government. All rights reserved.

[ 令和7年第12回総務委員会会議録-08月05日-01号 ]

令和7年第12回総務委員会会議録

令和7年(2025年)8月5日(火曜日) 於 第5委員会室

出席委員

委員長

安住太伸

副委員長

山根まさひろ

委員

田中勝一

千葉真裕

藤井辰吉

滝口直人

阿知良寛美

千葉英也

赤根広介

沖田清志

花崎 勝

村田憲俊

出席説明員

総務部

総務部長 坂本隆哉

総務部危機管理監 高山圭一

総務部 天野紀幸

イノベーション推進監

総務部次長兼行政局長 岡本拓司

イノベーション推進局 林下千栄

財産担当局長

財政局長 藤原啓裕

危機対策局長 清水章弘

危機対策局 上田昌宏

海溝型地震対策担当局長

総務課長	大久保北斗
財産活用課長	奈良華織
財政課長	神長賢人
税務課	水谷正宏
税務対策担当課長	
危機対策課長	高橋智哉
危機対策課	工藤一祥
災害支援担当課長	
危機対策課	三浦次郎
海溝型地震対策室長	

出納局

総務課長	奥河俊明
------	------

監査委員

総括監査課長	香川武範
--------	------

人事委員会

総務審査課長	阿部真理
--------	------

公安委員会

総務部長	板東茂利
生活安全部長	葛西浩司
地域部長	川村茂幸
総務部参事官	渡部雅彦
兼総務課長	
総務部参事官	高橋雄二
兼会計課長	
生活安全部参事官	脇山義人
兼生活安全企画課長	
保安課長	大釜寛貴
地域部参事官	那波崇有
兼地域企画課長	

議事事務局職員出席者

◆千葉 委員 ヒグマによる人身被害についてであります。全道でヒグマの目撃や被害が発生している中、7月12日未明、渡島管内福島町において新聞配達中の男性がヒグマに襲われ、死亡するという大変痛ましい事件が発生しました。

お亡くなりになられた被害者の方に謹んで哀悼の意を表します。

18日未明にヒグマ1頭が駆除され、その後の鑑定により、今回男性を襲った個体であるとともに、4年前にも同じ福島町で女性を襲い、死亡させた個体であったと判明しましたが、現在もなお、ヒグマ注意報が発令中であり、予断を許さない状況にあります。

そこで、以下、数点伺います。初めに、ヒグマが市街地に出没した場合の警察の対応について伺います。

○安住 委員長 道警察本部地域部参事官兼地域企画課長那波崇有君。

◎那波 道警察本部地域部参事官兼地域企画課長 ヒグマが市街地に出没した場合の対応についてであります。市街地におけるヒグマの目撃通報を受理した場合には、自治体等の関係機関に対して出没状況等の情報提供を行うとともに、警察官をヒグマの出没現場に臨場させ、パトカー等車両を活用した現場広報や住民の避難誘導、通学路警戒等に当たらせるほか、報道発表やSNS、防犯メール等を活用した情報発信を行うなど、地域住民の安全確保に取り組んでおります。

◆千葉 委員 次に、12日未明の被害発生から、18日未明のヒグマ1頭の駆除に至るまでの警察の対応について伺います。

◎那波 道警察本部地域部参事官兼地域企画課長 福島町における警察の対応についてであります。道警察では福島町において、本年7月9日から10日にかけて、市街地における熊の目撃及びごみステーション被害等の通報が複数寄せられていたため、自治体と情報を共有しながら24時間体制の警戒を実施するとともに、注意喚起のための情報発信を行ってきたところであります。

こうした中、7月18日未明に福島町の市街地においてヒグマを発見したことから、警察官、自治体職員、ハンターが現場に臨場し、警察官がハンターに対して猟銃を使用した熊の駆除を命じたところであります。

◆千葉 委員 本年4月、鳥獣保護管理法が改正され、一定の要件を満たした場合、市町村の判断で市街地での猟銃使用が可能になるとのことですが、改正法の施行は本年9月からということで今回の駆除に当たっては、警察官職務執行法第4条に基づき、発砲命令がなされたと伺っています。

近年、道内において、警職法第4条に基づきヒグマ等への発砲命令がなされた事案があるのか、また、改正鳥獣保護管理法施行後においても、改正法が定める一定要件を満たすいとまがない場合などは想定されることから、改正法と警職法第4条

による発砲命令との関係について伺います。

○安住 委員長 道警察本部保安課長大釜寛貴君。

◎大釜 道警察本部保安課長 猟銃を使用したヒグマの駆除についてであります。道警察では、警察官職務執行法第4条第1項を根拠に警察官がハンターに対し、猟銃を使用してヒグマを駆除するよう命じた事例について、令和3年が2件、令和4年がゼロ件、令和5年が2件、令和6年が4件、令和7年が7月末現在1件で計9件把握しております。

また、改正鳥獣保護管理法施行後においては、例えば改正法が定める緊急銃猟の条件である安全確保のための措置を講ずる前に、現実、具体的に危険が生じ、特に急を要する場合、すなわち、公園に出没したヒグマが子どもに接近している場合などについては、警察官職務執行法第4条第1項を根拠に適切に対応してまいります。

◆千葉 委員 ただいま答弁がございましたけれども、鳥獣保護管理法の改正の趣旨は、地域住民の皆さんの安全をより一層確保することにあります。今般の改正によって、改正法と警職法との間で隙間ができ、実際の現場で混乱が起こることがないように想定されるケースを事前に十分、検討整理していただくようお願いいたします。

次に、ヒグマ出没、被害発生事案における警察と市町村、道との連携、役割分担について伺います。

◎那波 道警察本部地域部参事官兼地域企画課長 市町村や道との連携等についてであります。道警察では、ヒグマの出没や人身被害の発生を認知した際には、自治体等の関係機関に速やかに情報を提供し、連携して現場における警戒、広報、避難誘導等を実施するほか、自治体やハンターが行うヒグマ捕獲等の活動を支援することで、地域住民の安全確保に取り組んでまいります。